

## 三豊市告示第166号

### 「みとよのみ」認定制度実施要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、三豊市（以下「市」という。）の特徴である温暖な気候や豊かな風土で育まれた多彩な農林水産物を素材として生み出された産品の中から特に優れたものを「みとよのみ」として認定することにより、市の知名度向上並びに生産者の生産意欲及び販売意欲を高め、その魅力を市の区域内外に広く発信する事を目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この告示において「産品」とは、消費者に提供される加工されたものをいう。

2 この告示において「事業者等」とは、個人、企業、団体等をいう。

#### (申請資格)

第3条 「みとよのみ」の認定申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する事業者等とする。

- (1) 第1次産業に従事する者又はこれらの者で組織する法人その他団体（定款、規約等を有しているものに限る。）で、市の区域内に住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）を有するもの
- (2) その他市長が認める事業者等

#### (申請要件)

第4条 「みとよのみ」の認定を申請する場合は、次の要件を満たしている事業者等とする。

- (1) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法その他の関係法令、関係基準等を遵守していること。
- (2) 公序良俗に反するものでないこと。
- (3) 市の市税等を滞納していないこと。

#### (認定対象)

第5条 「みとよのみ」の認定の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 第3条に規定する申請資格を有する者が自ら、原則市の区域内で生産又は収穫をした農林水産物を主な原料とし商品化された産品

(2) その他「みとよのみ」として認定する必要があると市長が認める産品

(認定申請)

第6条 「みとよのみ」の認定を受けようとする事業者等は、産品毎に「みとよのみ」認定（更新）申請書（様式第1号）に誓約書（様式第2号）を添えて市長に提出しなければならない。

(認定審査)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、別表に定める認定審査基準に基づき認定審査を実施するものとする。

(認定決定)

第8条 市長は、前条に規定する認定審査において、認定審査基準に適合すると認めるときは、当該産品を「みとよのみ」として認定することを決定し、産品の認定を受けた事業者等（以下「認定事業者」という。）に、「みとよのみ」認定証（様式第3号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前条に規定する認定審査において、認定審査基準に適合しないと認めるときは、認定結果について、「みとよのみ」認定結果通知書（様式第4号）により申請した事業者等に通知するものとする。

(認定事業者に対する支援)

第9条 認定事業者は、認定された産品（以下「認定品」という。）に別に定める「みとよのみ」認定マーク（以下「認定マーク」という。）を表示するものとする。

2 市長は、認定品の流通を促進するため、認定品に関する情報の発信等の支援を行うものとする。

(有効期間)

第10条 「みとよのみ」の認定の有効期間は、認定証の交付を受けた日から3年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

(認定更新)

第11条 前条の認定の有効期間が満了する場合において、認定の更新を受けようとする認定事業者は、当該認定の有効期間の満了する日の2月前までに、「みとよのみ」認定（更新）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない

い。

2 第7条、第8条及び前条の規定は、前項の場合について準用する。

(認定事業者の責務)

第12条 認定事業者は、「みとよのみ」の宣伝活動を積極的に行うとともに、認定品の品質の維持に努めなければならない。

(事故等への対応)

第13条 認定事業者は、認定品に係る事故、苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、当該事故等の解決に向けて、誠実に対処しなければならない。

2 認定事業者は、事故等が発生した場合は、「みとよのみ」認定品事故等報告書（様式第5号）により直ちに市長へ報告しなければならない。

3 市長は、事故等の報告を消費者等から受けた場合は、認定事業者に対し速やかにその内容を通知するものとし、認定事業者はこれに誠意を持って対応し、その状況を市長に報告しなければならない。

(認定内容の変更届出)

第14条 認定事業者は、代表者等の認定内容を変更したときは、速やかに「みとよのみ」認定内容変更届出書（様式第6号）に認定証を添付して、市長に届出なければならない。

(事業実績報告)

第15条 認定事業者は、毎年1月31日までに、前年における認定品の販売数量その他市長が定める事項について、「みとよのみ」事業実績報告書（様式第7号）により、市長に報告しなければならない。

(認定取消)

第16条 市長は、認定品が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 認定品の機能、イメージ等が損なわれる変更が行われたとき。
- (4) 認定事業者による取消しの申し出があったとき。
- (5) その他本制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、「みとよのみ」認定取消

通知書（様式第8号）により当該認定事業者に通知するものとする。

- 3 第1項の規定により認定を取り消された認定事業者は、直ちに認定マークの使用を中止するとともに、認定証を市長に返還しなければならない。
- 4 市長は、認定を取り消したときは、その対象となる認定品及び認定事業者を公表するものとする。
- 5 第1項の規定により認定を取り消された認定事業者は、取消日から1年を経過しなければ、認定申請をすることができない。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年8月1日から施行する。

別表（第7条関係）

| 認定審査項目 | 認定審査基準   | チェック                     |
|--------|--|--------------------------|
| 地域性    | (1) 市の区域内で生産又は収穫をした農林水産物等を主原料として製造している。                            | <input type="checkbox"/> |
|        | (2) 市の自然環境、歴史、風土等に関連したストーリー性、話題性等を有している。                           | <input type="checkbox"/> |
| 市場性    | (1) 販売実績があり、市場へ安定的な供給ができる。   | <input type="checkbox"/> |
|        | (2) 市場動向に応じたマーケティング戦略（市場ニーズの把握、商品開発、販路開拓、価格設定、販売促進等）を基に販売活動を行っている。 | <input type="checkbox"/> |
| 独自性    | (1) ネーミング、デザイン、機能等において独自性又は希少性があり、類似品との差別化が図られている。                 | <input type="checkbox"/> |
| 信頼性    | (1) PL 保険（生産物賠償責任保険）に加入している。                                       | <input type="checkbox"/> |
|        | (2) JAN コードを取得している。  | <input type="checkbox"/> |
|        | (3) 食品表示、栄養成分表示等が食品表示法等に基づき、正しく表示されている。                            | <input type="checkbox"/> |
|        | (4) 「FCP 展示会・商談会シート」等により商品の安全性及び品質保証について明らかにできる。                   | <input type="checkbox"/> |
|        | (5) HACCP 等の食品衛生及び販売に関する関係法令が遵守されている。                              | <input type="checkbox"/> |

様式第1号（第6条、第11条関係）

「みとよのみ」認定（更新）申請書

年 月 日

三豊市長 様

（申請者）

住 所

〒

名 前（法人名又は団体名）

代表者名

担当者名

電話番号

Mail

「みとよのみ」の認定を受けたいので、「みとよのみ」認定制度実施要綱第6条（第11条）の規定により、次のとおり（更新）申請します。

産品名

添付書類

- （1）FCP 展示会・商談会シート
- （2）市税完納証明書
- （3）誓約書
- （4）サンプル

1 販売等開始日（区分）

年 月 日（販売開始）

年 月 日（改良）

2 基本情報

内容量 [ ]

価格 [ 円（税込） ]

製造場所 [ ]

販売場所 [ ]

3 応募理由、期待する点等

「みとよのみ」への応募理由、期待する点、認定マークの使い方等をご記入ください。

4 産品の特徴

他の産品との差別化のポイント、原材料や使用した副材料の特徴、製造過程でのこだわり、商品開発に当たり工夫した点、開発にまつわるエピソード等をご記入ください。

5 マーケティング戦略

市場ニーズの把握、商品開発、販路開拓、価格設定、販売促進等についてご記入ください。

## 誓約書

年 月 日

三豊市長 様

「みとよのみ」の認定申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。また、申請資格を有しない又は申請要件を満たさないと判断された場合及び申請者としてふさわしくない行為があった場合に、「みとよのみ」の認定対象から除外されても、何ら異議を申し立てません。

（申請者）

住 所 \_\_\_\_\_

名 前（法人名又は団体名）

\_\_\_\_\_  
代表者名

（署名又は記名押印）

### 記

- 1 申請書等に記載の事項は、事実と相違ありません。
- 2 「みとよのみ」認定制度実施要綱第3条に規定する申請資格に該当します。
- 3 「みとよのみ」認定制度実施要綱第4条に規定する申請要件を満たしています。
- 4 「みとよのみ」認定申請書等の内容確認のための調査に同意します。
- 5 認定を受けた場合は、認定品の生産、製造、加工又は販売を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、三豊市に対するイメージの向上に資するよう努めます。
- 6 認定を受けた場合は、認定品の計画的な生産、製造又は加工、適正な保管及び流通体制の整備に努めます。
- 7 認定を受けた場合は、認定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、当方がその責任を負います。

「みとよのみ」認定証

第 号  
年 月 日

様

三豊市長



年 月 日付で申請のあった「みとよのみ」認定申請については、「みとよのみ」認定制度実施要綱別表に定める審査基準に適合したので、次のとおり「みとよのみ」として認定したことを証します。

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 認 定 番 号            | 認定第 号 |
| 産 品 名              |       |
| 事 業 者 名<br>代 表 者 名 |       |
| 住 所<br>( 所 在 地 )   |       |
| 認 定 年 月 日          | 年 月 日 |
| 有 効 期 限            | 年 月 日 |

「みとよのみ」認定結果通知書

第 号  
年 月 日

様

三豊市長



年 月 日付で申請の「みとよのみ」認定申請について、「みとよのみ」認定制度実施要綱第8条第2項の規定により、「みとよのみ」の認定結果を通知します。

1 産品名

---

2 結果

認定しない

3 認定しない理由

様式第5号（第13条関係）

「みとよのみ」認定品事故等報告書

年 月 日

三豊市長 様

（申請者）

住 所 \_\_\_\_\_

名 前（法人名又は団体名）  
\_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

Mail \_\_\_\_\_

認定品に係る事故等があったので、「みとよのみ」認定制度実施要綱第13条第2項の規定により、次のとおり報告します。

| 認 定 番 号   | 認定第 号 | 認定年月日 | 年 月 日 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 産 品 名     |       |       |       |
| 事故、苦情等の内容 |       |       |       |
| 対 応 策     |       |       |       |

様式第6号（第14条関係）

「みとよのみ」認定内容変更届出書

年 月 日

三豊市長 様

（申請者）

住 所 \_\_\_\_\_

名 前（法人名又は団体名）  
\_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

Mail \_\_\_\_\_

「みとよのみ」の認定内容に変更があったので、「みとよのみ」認定制度実施要綱第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

| 認 定 番 号   | 認定第 号 | 認定年月日 | 年 月 日 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 産 品 名     |       |       |       |
| 変 更 の 内 容 |       |       |       |

「みとよのみ」事業実績報告書

年 月 日

三豊市長 様

（申請者）

住 所 \_\_\_\_\_

名 前（法人名又は団体名）  
\_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

Mail \_\_\_\_\_

認定品の販売数量等について、「みとよのみ」認定制度実施要綱第15条の規定により、次のとおり報告します。

| 認 定 番 号 | 認定第 号 | 産 品 名 |  |
|---------|-------|-------|--|
|         |       |       |  |

| 販売品目 | 販売数量<br>(1月～12月) | 販売金額<br>(1月～12月) | 備考<br>(広報活動等) |
|------|------------------|------------------|---------------|
|      |                  |                  |               |
|      |                  |                  |               |
|      |                  |                  |               |
| 計    |                  |                  |               |

注1 販売品目欄には、製品の販売品目毎にご記入ください。（例…みかんジュース(大)、みかんジュース(小)）

注2 備考欄には、広報活動、販路拡大等についてご記入ください。

様式第8号（第16条関係）

「みとよのみ」認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

三豊市長



「みとよのみ」の認定を取り消したので、「みとよのみ」認定制度実施要綱第16条第2項の規定により通知します。

| 認 定 番 号 | 認定第 号 | 認定年月日 | 年 月 日 |
|---------|-------|-------|-------|
| 産 品 名   |       |       |       |
| 取 消 日   | 年 月 日 |       |       |
| 取 消 理 由 |       |       |       |